

ホームページ公開用

令和2年第2回

臨時会議事録

開会：令和2年11月19日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回臨時会議事録

1. 令和2年11月19日(木) 午後6時00分

1. 南房総市役所 別館1 1階大会議室

1. 出席議員 8名

1番 石井信重	2番 榎本祐三
3番 平松健治	4番 庄司朋代
5番 青木正孝	6番 飯田彰一
7番 青木悦子	8番 小藤田一幸

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事 長 金丸謙一	副理事 長 亀田郁夫
理事 石井裕	理事 白石治和
会計管理者 杉田和義	消防 長 佐久間初日
消防本部次長 根本弘	消防本部総務課長 里見成司
消防本部総務課長補佐 須藤和英	事務局 長 繁田正彦
事務局庶務係長 森正治	事務局主幹兼企画事業係長 事務取扱 平松哲也

1. 出席事務局職員

議会書記長 鈴木一範 書記 佐野葉子

1. 議事日程

令和2年11月19日 午後6時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

閉会 午後6時10分

開会宣言

議長（青木正孝君）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議案の配布

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定により出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。2番議員、榎本祐三君。

榎本祐三君

はい。

議長（青木正孝君）

6番議員、飯田彰一君。

飯田彰一君

はい。

議長（青木正孝君）

以上、2名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

この際、本臨時会の招集につき、提案理由の説明を求めます。理事長。

理事長（金丸謙一君）

はい、理事長。本日ここに、令和2年組合議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案1件です。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、県の人事委員会勧告に基づき、職員の給与等を改定するため、条例の改正を行うものです。

以上で、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木正孝君）

ご苦労様です。

日程第3 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

はい、事務局長。議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は、白い表紙で1番と記載のあります資料、「議案」の1ページ、それと黄色い表紙で2番と記載のあります「議案説明資料」の1ページから2ページをご覧ください。

本議案は、千葉県人事委員会の勧告に準じ、給与条例の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、改正条例は2条立てになっておりまして、第1条につきましては、本年12月分の期末手当の支給割合を0.05か月分引き下げ、100分の125に改定するものでございます。

また、第2条につきましては、第1条で0.05か月分引き下げた期末手当の支給割合について、令和3年度以降は、6月分と12月分に0.025か月分ずつ振り分け、それぞれ100分の127.5とするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長（青木正孝君）

ご苦労様です。以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により発言は1件につき1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

ご質疑のある方は発言願います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会宣言

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後6時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

安房郡市広域市町村圏事務組合

議会議長

議会議員

議会議員